第３号議案

会 則 の 改 正

「会則の抜粋」

（役員の選任、職務）

第11条　会長及び副会長は、役員会が会員の中から選考し、総会の議決を経て選任する。

２　会長は、会務を総理し、協会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、会長の職務を代理する。

４　理事は、各支部長及び今治市役所市民生活課長とし、総会の承認を経る。

５　理事は　会長の諮問に応じ、各般の提案を行い協会の事業の推進にあたる。

６　監事は、理事以外の会員の中から総会において選任する。

７　監事は、会計を監査する。

「改正（案）」

（役員の選任、職務）

第11条　会長及び副会長は、役員会が会員の中から選考し、総会の議決を経て選任する。

２　会長は、会務を総理し、協会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、会長の職務を代理する。

４　理事は、各支部長及び交通安全に関する事務を所掌する今治市役所の担当課長とし、総会の承認を経る。

５　理事は　会長の諮問に応じ、各般の提案を行い協会の事業の推進にあたる。

６　監事は、理事以外の会員の中から総会において選任する。

７　監事は、会計を監査する。